

(3) 1959年4月14日(火曜日) 公報

よつてここに法律上婚姻は、成立したこととなる。
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名團

養子縁組届受理証明書
戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養子 氏

生 年 月 日

名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、
本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上離婚は、成立したこととなる。
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名團

養子離縁届受理証明書
戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養母 氏

生 年 月 日

名

右当事者の養子離縁届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、
本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子離縁は、成立したこととなる。
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名團

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名團

一、代表社員の氏名 奥原 善信 二、社員の氏名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任 中頭郡美里村字知花百七拾五番地 一、金七百弗也	中頭郡具志川村字安慶名 百式拾參番地の式 一、金七百弗也	無限責任 新垣 盛起 一、壹九五七年式ダイハ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也
無限責任 奥原 善信 全部履行 一、壹九五六年式松田三輪車宅台 此価格金式百弗也	コザ市字諸見里八百八拾壹番地 一、金千四百弗也	無限責任 安村 文英 全部履行 一、壹九五七年式ダイハ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也
無限責任 花城 升 全部履行 一、壹九五七年式トヨバ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也	コザ市字諸見里八百四拾壹番地 一、金千四百弗也	無限責任 比嘉 政雄 全部履行 一、壹九五六年式松田三輪車宅台 此価格金式百弗也
無限責任 花城 司松 全部履行 一、壹九五七年式松田三輪車宅台 此価格金式百弗也	中頭郡中城村字屋宜五拾五番地 一、金七百弗也	無限責任 比嘉 政雄 全部履行 一、壹九五七年式ダイハ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也
無限責任 比嘉 正一 全部履行 一、壹九五六年式松田三輪車宅台 此価格金式百弗也	中頭郡北中城村字仲順八拾番地 一、金七百弗也	無限責任 比嘉 政雄 全部履行 一、壹九五七年式ダイハ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也
無限責任 比嘉 正道 全部履行 一、壹九五七年式ダイハ ツ三輪車宅台 此価格金式百弗也	中頭郡北中城村字渡口五 百式拾參番地 一、金七百弗也	無限責任 比嘉 政雄 全部履行 一、壹九五〇年式水島三輪車宅台 此価格金式百弗也
◎協同組合設立		
一、名称 内閣園芸農業協同組合 二、事務所 中頭郡浦添村字内間參百八拾參番地 三、地区 中頭郡浦添村字内間參百八拾參番地 四、目的 区 一、組合員の事業に必要な物資の供給 二、組合員の事業に必要な共同利用施設の設置 三、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵 又は販売 四、組合員の園芸に関する技術及び経営の向上 を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設 五、組合員の経済的地位の改善のためにする團体協約の締結 六、農業労働の効率増進に関する施設 七、園芸業の目的に供される土地の造成改良若		
一、名称 内閣園芸農業協同組合 二、事務所 中頭郡浦添村字内間參百八拾參番地 三、地区 中頭郡浦添村字内間參百八拾參番地 四、目的 区 一、組合員の事業に必要な物資の供給 二、組合員の事業に必要な共同利用施設の設置 三、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵 又は販売 四、組合員の園芸に関する技術及び経営の向上 を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設 五、組合員の経済的地位の改善のためにする團体協約の締結 六、農業労働の効率増進に関する施設 七、園芸業の目的に供される土地の造成改良若		

しくは管理又は園芸業
水利施設の設置若しく
は管理

八、園芸業上の災害又は
其の他財産についての
災害の共済に関する施
設

九、前各号の事項を附帯
する事業

一、理事の氏名住所

中頭郡浦添村字内間四拾
五番地

理事 島袋 栄次

中頭郡浦添村字内間拾八
番地

理事 当間 太郎

中頭郡浦添村字内間五百
八拾七番地

理事 佐久川正義

中頭郡浦添村字内間百四
拾七番地

理事 島袋 兼吉

中頭郡浦添村字内間五拾
七番地

理事 儀保 宜徳

中頭郡浦添村字内間百五
拾參番地

理事 島袋 謙真

中頭郡浦添村字内間百參
拾參番地

伊波 三郎

中頭郡浦添村字内間百參
拾參番地

一、出資の総口数 参百五拾口
い。 一、払込んだ出資の総額 一千五百五拾弗
右安九五九年參月武拾六日登記

一、公告の方法

組合の掲示場に掲示す
る。

前項の公告の内容は必要
があるときは書面をもつ
て組合員に通知し又は沖
縄タイムス新聞に掲載す
るものとする。

九、前各号の事項を附帯
する事業

一、出資一口の金額
金五弗

一、出資払込の方法
武式分割払込みとする。

但し全額支拂時に払込むこ
とを妨げない。

出資第壹回の払込み金額
は壹口につき金五弗五拾
仙以上とし第式四以後の
出資の払込みについては
第六拾柒条の規定による

剩余金から払込みに充て
るもの以外第壹回の出資
払込みの事業年度の次の
事業年度の拾式月末日ま
でにその残額を払込みも
のとする。

組合員は前項の規定によ
る出資の払込みについて
相殺をもつてこの組合に
対抗することができな
い。

右安九五九年參月九日登記
普天間登記所

知念 正榮

普天間登記所

有限責任 中石 清春

一、存立の時期 設立の日より拾五年

一、商号 株式会社三和相互銀行

一、設立の年月日 拾九年五六七年七月拾
壹日

右安九五九年參月武拾日登記
普天間登記所

◎合資会社解散

中頭郡宜野湾村字普天間
百四拾六番地

中頭郡宜野湾村字屋富祖式
百參拾五番地

右安九五九年參月武拾日登記
普天間登記所

一、商号 美里運送合資会社

一、本店 中頭郡美里村知花区九班
右安九五九年參月五日登記

◎合資会社清算

中頭郡宜野湾村字普天間
四百四拾六番地

一、本店 ブイ・アイ・ナイ建設合
資会社

一、商店 プイ・アイ・ナイ建築合
資会社

一、商店 ポザ市字上地百參番地

一、商店 美里通送合資会社

一、商店 中頭郡美里村知花区九班
右安九五九年參月五日登記

◎合資会社清算

中頭郡宜野湾村字普天間
百四拾六番地

一、代表社員の氏名
事業 中石 清輝

一、社員の氏名住所、出資の目的価格
及び履行をなした部分及び責任

コザ市字上地百參番地
一、金式千九百拾六弗六
拾七仙也

全部履行
無限責任 中石 清輝

一、商号 ろるまタクシーグループ
右安九五九年武月壹日本店
左の地に移転した。

中頭郡与那城村字伊計式
百五拾五番地

一、金式百五拾弗也

全部履行

右安九五九年武月壹日本店
左の地に移転した。

本店 中頭郡美里村字美里式百

